

遊技産業のための 政治活動と選挙運動

2025年活動用



全日本遊技産業政治連盟

0. 目次

1. はじめに

- (1) 政治活動の意義
- (2) 全日本遊技産業政治連盟の活動
- (3) 政治活動と選挙運動

2. 公職選挙法

- (1) 概要
- (2) 時期を問わず禁止されていること
- (3) 公示前にしてはいけないこと

3. 具体的な活動

- (1) 活動の心構え
- (2) 活動全体概要
- (3) 政治活動
- (4) 選挙運動

4. その他（インターネットを利用した選挙運動）

(参考) Q&A

1. はじめに (1) 政治活動の意義

- 遊技産業においては、商法や税法のような広範にかかる一般的な法律に加えて、風適法および同法に基づく行政の規則・解釈等が産業全体に大きく影響しています。
- この法律や規則などが、社会状況や遊技産業の実情が十分加味されたものでないと産業は衰退してしまいます。法規に従って事業を営んできたにもかかわらず、困難な経営を強いられ、お客様の満足するサービスが提供しにくい時期もありました。
- より多くのお客様に楽しんで頂けるよう、また、業界で働く仲間がやりがいと誇りを持てるよう、そして社会への貢献がしっかりと評価される産業へと進化していくためには、常に遊技産業の実情と社会状況に併せ適切で、なおかつ、お客様のご要望にしっかり応える事業やサービスが行えるような法や規則、行政施策が必要です。
- そういう環境実現を目指し、積極的に立法府、行政府に正しく業界の実情を理解して貰い、より良い法や規則、行政施策を促す活動が私達の取り組む政治活動で、非常に重要で継続しなければならない活動です。

1. はじめに (2) 全日本遊技産業政治連盟の活動①

全日本遊技産業政治連盟は、以下の目標を達成するため日頃より遊技業界に理解のある政治家の皆様との信頼関係を広く構築するとともに支援をし、遊技業界の発展に努めています。

<目標>

時代に即した形で、以下を実現する。

- ファンが安心して遊技が楽しめる環境の整備
- IT化が進む社会への的確な対応
- 産業の維持発展、社会的地位確立による雇用の確保及び就業満足度向上
- 遊技場が市民やお年寄りの憩いの場として、また防災や防犯の拠点として地域に必要な社会的インフラであることの広範な認知獲得



1. はじめに (2) 全日本遊技産業政治連盟の活動②

活動内容

1. 遊技産業関係団体としての要望等の実現

遊技産業に関する業界団体の要望や政策提言を実現するために、政治団体や政治家に対して理解を得るための政治活動を実施する。

<2025年活動>

引き続き遊技産業議員連盟を中心に対話機会を多く創出していく。

2. 遊技産業の発展に理解を示す政治家等への支援

遊技産業の発展に理解を示す政治団体や政治家を増やし、支援していくための各種活動を展開する。

<2025年活動>

今夏の参議院選挙において、遊技産業の推薦する候補者への積極的な支援・協力を図り、必勝態勢で取り組む。

3. 広報活動等の推進

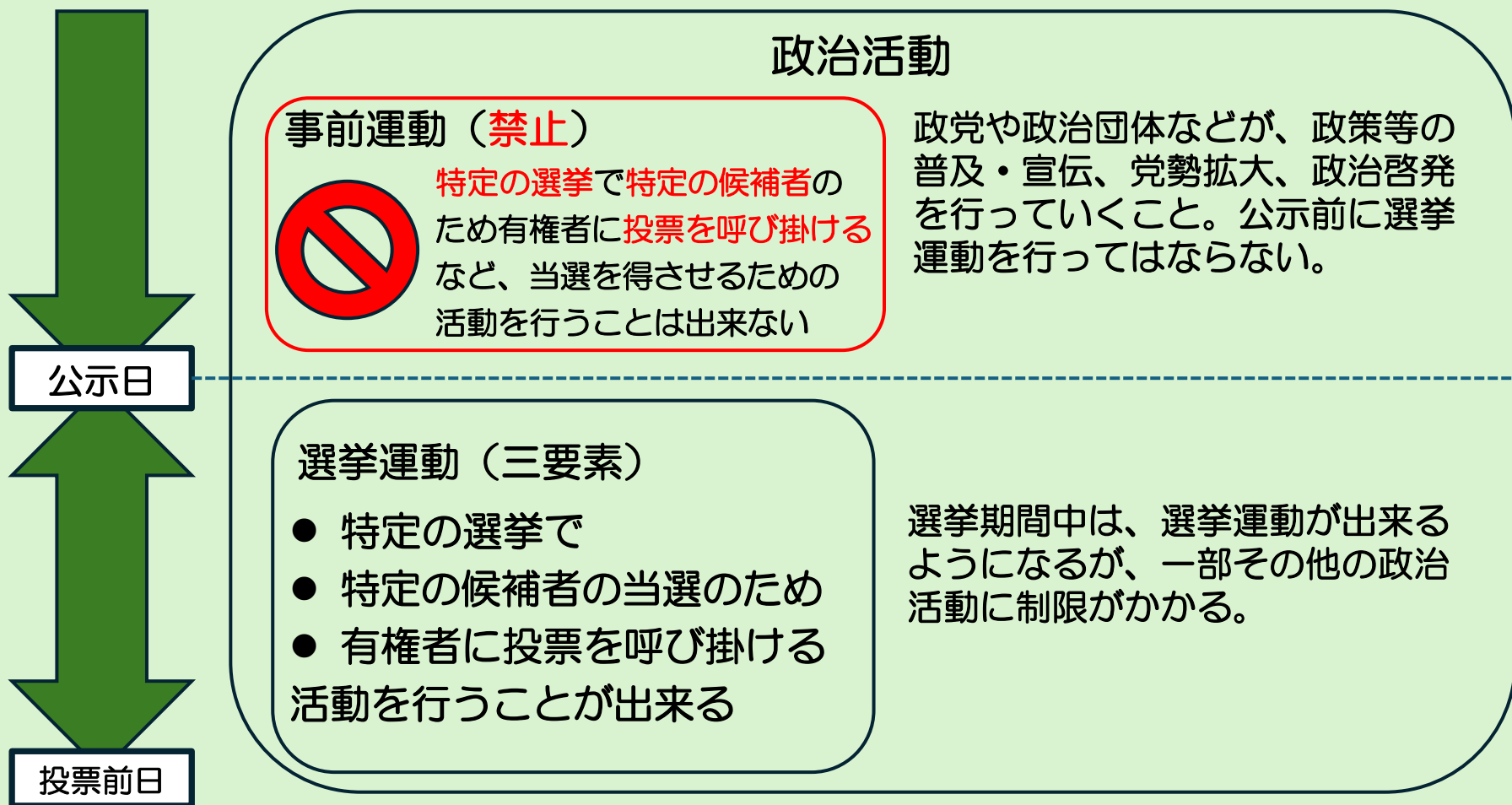
上記の活動を行うための遊技業界内外において広報活動を広く展開するとともに、付随する活動を実施する。

<2025年活動>

政治連盟の活動趣旨・取組内容などの業界内への更なる浸透を図ることを重点に、積極的に勉強会、その他SNSなどを通じ発信していく。

1. はじめに (3) 政治活動と選挙運動 ①

- 選挙運動は政治活動の1つで、公示日（立候補届出日）以降、投票日前日までの期間のみ行うことができます。



1. はじめに (3) 政治活動と選挙運動 ②

- ・ 公示前は、三要素揃えての発信は絶対に避けてください。
(特に「投票依頼」に関しては公示前は絶対に禁止です。)

政治活動でのメッセージ例

我々の望む政策の実現へ向けた政治活動への賛同、協力をお願いします。ついては活動の先導役として活躍する、自民党参院比例区支部長●●の後援会に是非とも加入してほしい。

(選挙の特定) あり (候補者の特定) 候補 (予定) 者の特定あり
(投票の依頼) 投票依頼ではなく、あくまでも後援会への勧誘

公示日

選挙運動でのメッセージ例

今度の参院選で●●を当選させるため、是非、●●へ投票をお願いします。

(選挙の特定) 今度の参院選で
(候補者の特定) ●●候補を当選させるため
(投票の依頼) 是非、●●氏へ投票をお願いします。

投票前日

2. 公職選挙法 (1) 法律の概要

・公職選挙法は、国会議員（衆議院議員、参議院議員）をはじめ、都道府県知事（首長）など「公職」の選挙の実施に関する基本的ルールを定めた法律です。「〇〇〇してはいけない」という禁止事項が、公示（※）前の期間の活動も含め定められており、内容について十分理解し活動していくようにしてください。

※ 公示とは 選挙の投開票日が公になる日で立候補届出日でもあります。
立候補届出以降に選挙活動が可能で、参院選の場合は、公示日から投票日前日までの17日間が選挙期間（＝選挙運動期間）となります。

・悪質な違反（特に金銭に関係する買収など）については、連座制（※）の対象となり、候補者も直接関与していなくとも当選取り消しなどの不利益が生じます。

※ 連座制とは 候補者の関係者（親族や組織的選挙運動管理者など）が、悪質な選挙違反をすると、候補者が直接関わっていなくても、当選無効、また、同じ選挙で同じ選挙区から5年間は立候補できないという立候補制限が科せられます。

2. 公職選挙法 (2) 時期を問わず禁止されていること ①

- 公職選挙法での主な禁止事項は以下の7項目です。
この7項目については、公示前の政治活動、また公示後の選挙運動の双方、時期を問わずに禁止されています。

7つの禁止事項

- 1) 事前運動の禁止 (P5 1(3)政治活動と選挙運動もご参照のこと)
- 2) 戸別訪問の禁止
- 3) 買収・供応の禁止
- 4) 文書図画の規制
- 5) 飲食物提供の禁止
- 6) 18歳未満の選挙運動の禁止
- 7) 氣勢を張る行為の禁止



2. 公職選挙法 (2) 時期を問わず禁止されていること ②

1) 事前運動の禁止 (P6 1(3)政治活動と選挙運動もご参照のこと)

選挙運動は公示後から投票日前日の間のみ可能です。公示前の時期に「特定の選挙」で「特定の候補者」に「投票を呼びかけるなど、当選を得させるための行為をする」ことは絶対に行ってはいけません。

2) 戸別訪問の禁止

①有権者の自宅、会社などへ②訪ねて③投票依頼を行うことは禁止されています。この3条件が揃わない場合は実施可能です。

可能例1：公示前の後援会勧誘活動（③が該当しない「個別訪問」）

※そもそも公示前に特定候補者への投票依頼はしてはいけません。

また、選挙期間中及びその直前の期間は後援会への加入活動は選挙違反と見なされる可能性が高いので実施しないでください。

可能例2：選挙期間中に、家に来た人や偶然に街で会った人に投票依頼などを行うことは可能（①②が該当しない「個々面接」）

2. 公職選挙法 (2) 時期を問わず禁止されていること ③

3) 買収・供応の禁止

買収・供応とは、お金や物品で投票を依頼することです。
また選挙運動に参加する人達に対して、法律で認められた支払い以外の報酬を払うことも禁止されています。

禁止例：費用をこちらが持つ飲食の場における投票依頼
選挙活動や公示前の諸活動に参加した者への接待や食事でのねぎらい。割り勘は可。

4) 文書図画の規制

選挙運動の期間においては、認められた印刷物等（種類数、枚数などの制限有り）のみが使用可能です。

※細かな規定などありますので、独自ビラ、ポスターなどの制作は控えてください。

2. 公職選挙法 (2) 時期を問わず禁止されていること ④

5) 飲食物提供の禁止

有権者に対する飲食物の提供は一切禁止されています。

(選挙運動期間中に労務者等に対してのみ、条件・数量等制限付きで認められています。)

なお、集会などでの湯茶、お茶受け(一般的な茶菓子)の提供は可能ですが、費用に見合った会費の徴収を行うようにしてください。

6) 18歳未満の選挙運動の禁止

18歳未満の方は一切の選挙運動が禁止されています。

7) 氣勢を張る行為の禁止

選挙運動の為の注目を集める為の過度なパフォーマンス(人に対してその威勢を見せる、氣勢を張る行為)は禁止されています。

2. 公職選挙法 (3) 公示前にはしてはいけないこと

公示前は、

- 選挙運動は出来ません。(P5 1(3)政治活動と選挙運動もご参照のこと)
特に「投票依頼」は絶対に行ってはならず、直接的な「投票お願いします」以外でも、「投票を促すような表現」も同様に禁止です。

事前運動 (禁止)



特定の選挙で特定の候補者のため有権者に投票を呼び掛けるなど、当選を得させるための活動を行うことは出来ない

※投票を促すような表現例

- 「当選させてください」
- 「勝たせてください」
- 「国会に送り出してください」など。

- 選挙運動含めた「7つの禁止事項」(P18) すべて禁止です。

特に「買収・供応」「飲食物の提供」は、日常生活、商慣習や業務の中でも生じやすい項目ですので、十分に注意して下さい。

7つの禁止事項

- 1) 事前運動の禁止
- 2) 戸別訪問の禁止
- 3) 買収・供応の禁止
- 4) 文書図画の規制
- 5) 飲食物提供の禁止
- 6) 18歳未満の選挙運動の禁止
- 7) 氣勢を張る行為の禁止

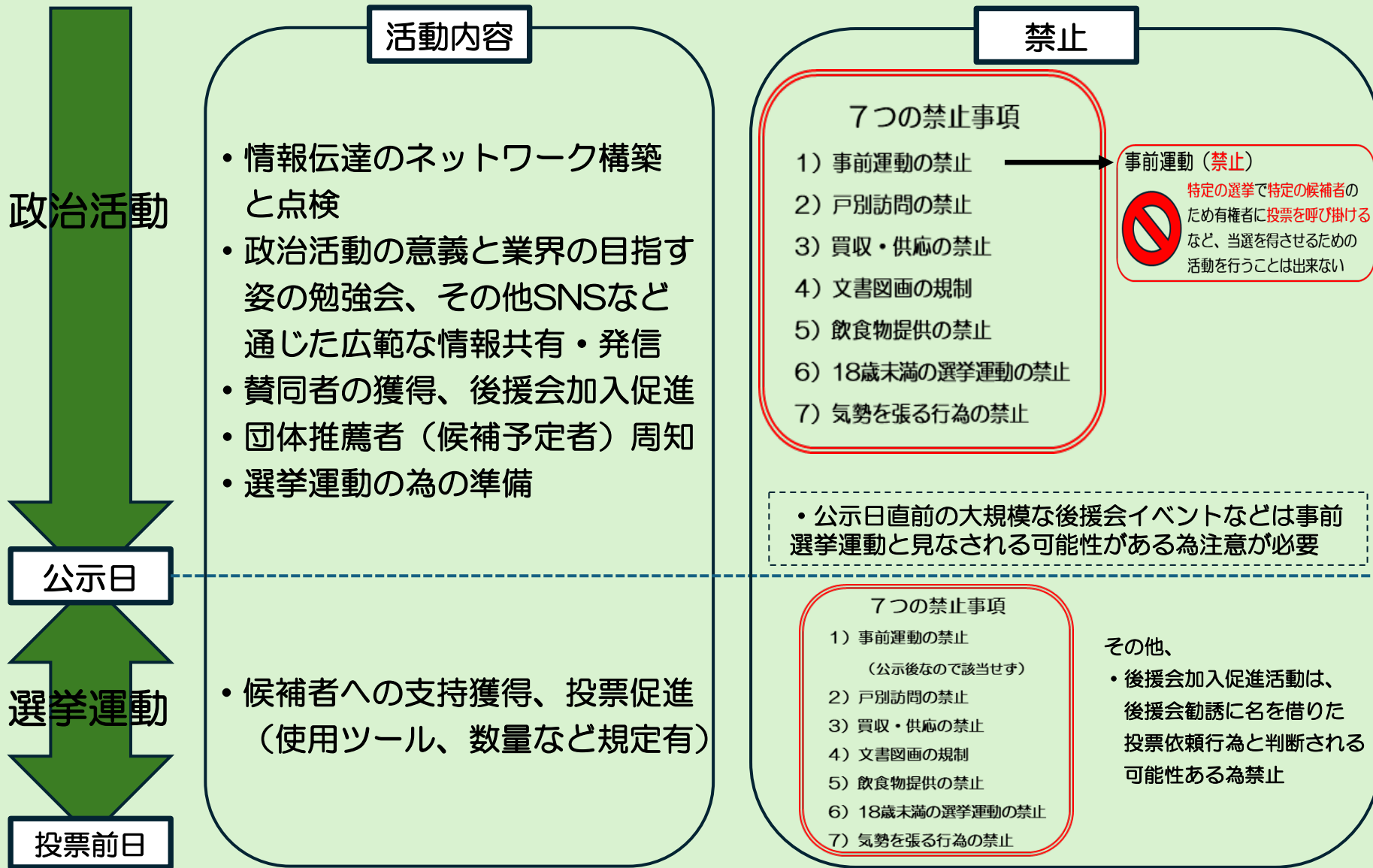
3. 具体的な活動 (1) 活動の心構え ①

- 政治活動（選挙運動含む）の基本は、しっかりと法令を遵守した活動の範囲で、主張を知ってもらい、理解してもらい、賛同してくださる方を増やしていくことです。
- 「自発的な賛同の獲得」のための丁寧で誠実な活動を心掛けてください。決して立場を利用した（上司から部下へ、あるいは取引先へなど）強制的と受け取られる活動はしないでください。
法令違反以前の問題として、各種のハラスメントが生じるような活動は、目指すべき業界の健全な姿ではありません。
- 遊技産業は、残念ながら悪いイメージを持たれがちです。だからこそ、より高潔な意識を持ち、法令その他の規律をしっかりと守って堂々と活動する姿を見せる必要があります、また、そうすることが業界のイメージ改善にも繋がっていきます。

3. 具体的な活動 (1) 活動の心構え ②

- まずは業界関係者（職場同僚、取引関係者など）への働きかけが中心となります。
- 日頃のコミュニケーションの延長の活動となりますが、たとえば慣習あるいは善意であっても、手土産など相手へのねぎらいや食事をしながら話をするなどのケースは選挙違反に該当してしまうことがありますので、政治活動の意図がある場合には、過剰と思うほどの節度を持ってください。
- 後援会への加入登録など、必ず本人の承諾を得ることが必要です。勝手な登録などは個人情報の取り扱いの問題も含め重大な事態となります。
- 本活動を通じ賛同者が増えることは、単に政治活動の力となるだけでなく、産業発展の為に欠かせない、業界全体を意識して業務に取り組む貴重な人財が増えるということにも繋がります。粘り強く取り組んでください。

3. 具体的な活動 (2) 活動全体概要



3. 具体的な活動 (3) 政治活動

- ・ 公示前の活動は、情報発信（準備含む）と後援会活動が中心で、
 - ＜初動＞ 目安 2月末まで
 - ①情報伝達のネットワークの整備と点検
 - ②後援会活動の立ち上げ（加入促進活動開始）
 - ③政治連盟の政策の普及、候補予定者の周知
 - ＜中盤以降＞
 - ④ネットワークを活用した広範な情報共有・周知（初動③の内容など）
 - ⑤後援会活動（勉強会などの開催、加入促進）
 - ＜中盤以降の追加活動＞
 - ⑥選挙運動の為の諸準備（選挙運動が円滑に始められるよう万全に）
- となります。個別施策詳細は別で案内周知（協力依頼）いたします。

（以下、P15 3.具体的な活動（2）活動全体概要の図に記載の内容の再掲です）
この期間の活動では、事前運動と受け取られる活動を含む公選法の7項目禁止事項は絶対に行わないでください。
また、公示日直前の大規模な後援会イベントなども事前運動と見なされる可能性がありますので注意が必要です。

3. 具体的な活動 (4) 選挙活動

- 選挙活動は、参議院選挙だと17日間（公示日～投票日前日）で、以下の活動（予定）を行います。限られた期間で最大限の活動を行うために、公示日までに万全な準備を行っておくことが重要です。

- ①個々面接（家や会社等に来た人や偶然に街で会った人への投票依頼）
- ②電話による投票依頼、選挙ハガキの郵送（後援会名簿の活用など）
- ③幕間演説（事前に告知せず、集会や会社・工場等の休憩時間に偶然そこに集まっている人を対象にした演説）
- ④選挙運動用ビラの配布、ポスターの貼付
- ⑤座談会(候補者と語る会)の開催

個別施策の詳細は別で案内周知（協力依頼）いたします。

（以下、P15 3.具体的な活動（2）活動全体概要の図に記載の内容の再掲です）
この期間の活動では、直接的に「今度の参院選で●●に投票を」という活動を行います。但し、公選法の7項目禁止事項（事前選挙運動は該当せず）はこの期間においても絶対に行わないでください。

4. その他 (インターネットを利用した選挙運動①)

- 昨今の選挙運動では、SNS等インターネットを活用した取り組みが行われるようになってきています。

私達の政治活動でも活用していく上で、様々な規定をしっかりと認識しておくことが必要です。

特に以下の点は十分に注意するようにしてください。

1) 電子メールを用いての選挙運動は禁止 (政党、候補者自身は可)

①「電子メール」に該当するのは、

- メールソフト使用 : Outlook、Windows Liveメールなど
- WEBメール使用 : Gmail、Yahooメールなど
- SMS (ショートメール)

禁②投票依頼の内容はもちろん、選挙運動用のビラ、ポスターを添付しての送信 (受信したメールの転送も含む) は禁止。

禁③また併せてメール本文、メール添付のビラ、ポスターを紙出力し広く配ることも禁止。



4. その他 (インターネットを利用した選挙運動②)

2) SNS、WEBサイト(電子メール除く)などの利用は可

①「SNS、WEBサイトなど」として、以下のようなサービスは選挙運動でも使用が可能です。

- SNS : LINE、X(旧twitter)、Facebook、など
- WEBサイト : ホームページ、ブログ、掲示板など
- 動画配信 : YouTube、Ustreamなど

禁②WEBサイトやSNSに掲載された選挙運動用のビラ、ポスターを紙出力し広く配ることは禁止。

※前ページの電子メールと同様です。要は選挙期間中は、法定文書以外の印刷物は禁止とお考えください。

注意③発信方法、内容により候補者にとって印象悪化などのマイナスが生じることがありますので、十分にご注意ください。

なお、公示前の政治活動においてもSNS等の活用は可能ですが、他の活動と同じく「公示前に投票を呼び掛けること」は禁止です。

遊技産業のための 政治活動と選挙運動



Q&A

※Q&Aについては、特に悩むことが多いと思われる「買収・供給」などを中心に、各種の
会合等が出された質問で広く周知する必要ありと判断したものを集約し共有していきます。

Q&A ①（全般）

Q 業者団体や会社内部の会合で、単に内部伝達で特定の候補予定者に投票するよう呼びかけることはできますか？

A 限られた内部での行為であっても、投票依頼にわたる場合は事前運動となる恐れがあります。

公示前は「候補予定者」、公示後（立候補届出後）に「候補者」となります。よって、

候補予定者（＝公示前）への投票の呼びかけはできない
とご認識ください。

公示前の活動は、あくまで候補予定者への支援（後援会加入など）の呼びかけです。

Q 飲食物の提供禁止とありますが、どこまでが含まれるのですか？

A 「飲食物」とは弁当、菓子、酒、缶コーヒーなど加工をしないでそのまま飲食できるものとされ禁止されています。

※湯茶（酒は含まず）、量価格が一般的な菓子（煎餅など）は可です。

Q&A ② (全般)

Q 文書・図画とはどういうものをいうのですか。ポスターやビラなどはわかりますが、それ以外もあるのですか？

A 文書・図画はかなり広い範囲の物品を含みます。新聞、雑誌、名刺、挨拶文、ポスター、看板、ちょうちんなど眼で見ても意味の分かるものすべて含まれます。

Q 企業から選挙運動員として従業員を派遣して貰うことは可能ですか？

A 従業員が自分の意志で有給休暇等を利用して運動員をすることは問題ないですが、業務命令での派遣は、企業からの寄附の禁止（政治資金規正法第21条第1項）に抵触すると考えられ、禁止されています。
あくまでボランティアとして手伝うことが必要です。

Q 選挙運動や政治活動に参加してくれた人達をねぎらいたいのですが、食事を奢るなどは出来ますか？

A 出来ません。選挙運動や政治活動に関係する場合は、すべて「会費制・各自実費負担」のみ、という認識での行動をお願いします。

Q&A ③（インターネットによる活動関連）

- Q 選挙運動で、候補者は電子メールの利用可となっておりますが、その候補者自身から来たメールであれば転送しても問題ないですか？
- A 候補者（及び政党等）以外の者は、電子メールでの選挙運動は転送を含めて禁止であり、候補者からのものでも転送は出来ません。但し、候補者から届いたメッセージを、LINEなどに掲載することは可能です。
- Q LINE、X（旧twitter）、Facebookなどの「SNSメッセージ機能」を使っの投票依頼のメッセージは送っても問題ないですか？
- A 問題ありません。SNSメッセージ機能は活用可能です。但し、投票依頼は公示日以降にしかできません。
- Q SNSであれば、18歳未満でも選挙運動は可能ですか？
- A 出来ません。18歳未満は一切の選挙運動が禁止です。

